

鳥取市立千代南中学校いじめ防止基本方針

鳥取市立千代南中学校

1 本校のいじめ防止について

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、教育を受ける権利を著しく侵害するのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止などのための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

(本校の課題と学校及び教職員の責務)

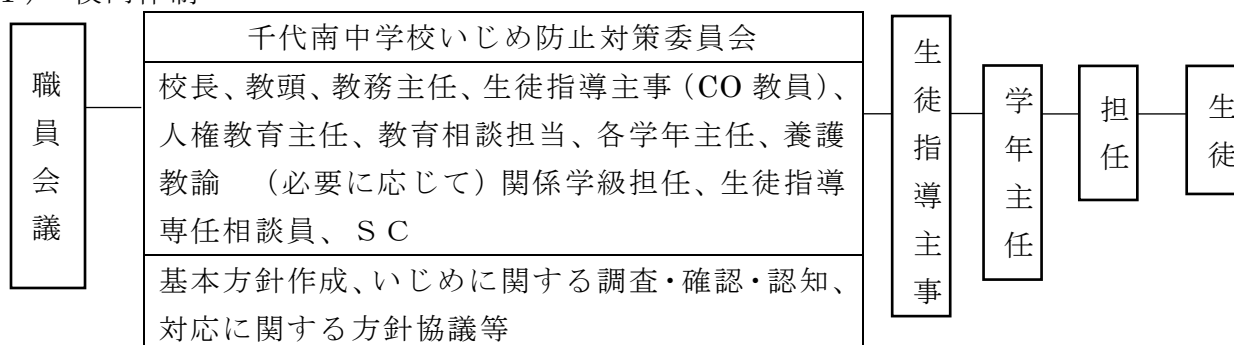
学校満足度を測る評価では、「学校が楽しい」、「みんなで何かをするのは楽しい」の項目で全校の多くの生徒が肯定的回答している。しかし、生徒個々の状況を考えるとき、人間関係に少なからず不安を抱えている生徒や特別な配慮を必要とする生徒も存在している。

毎月1回実施している生活アンケートでは重大ないじめは確認されていないが、いじめに関係した意識を問う設問の結果には、多くの課題がみられる。

このような実態から、全体的な雰囲気に関心することなく、「いじめは、どのクラスでもどの生徒にも起こりうる可能性がある」という認識を持ち続け、すべての生徒が安全安心な状況で学習その他の活動に取り組むことができるように、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめ等の疑いがある場合には、関係諸機関との連携を積極的に図りながら適切かつ迅速に対処して解決し、さらにその再発防止に努めるものとする。

2 いじめの未然防止と対処について

(1) 校内体制



(2) いじめの未然防止のための取り組み

- ① 学校全体、学年、学級、部活動等、様々な集団活動を通して、望ましい仲間づくり活動を推進する。
例) 学校・学年行事、縦割り団活動、学級活動 等
- ② 道徳・特別活動の時間を活用して人権教育の充実を図る。
例) 生徒の意識の実態に応じた指導 等
- ③ 生徒の変化を適切にとらえるために、生徒と教職員のコミュニケーションの充実、教育相談の推進に努める。
例) 生活ノート(清流ライフ)、教育相談室「ホット・オレンジ」
教育相談アンケート「こころのほっとしらべ」 等
- ④ 生徒が主体的に考え、判断し、課題を解決しようとする力を育成する。
例) 生徒会活動、学級会、学級力向上プロジェクト 等
- ⑤ 保護者と教職員の信頼関係を大切にし、円滑な連絡及び連携を図る。
- ⑥ いじめ防止対策につながる小中連携を推進し、情報交換に努める。
例) 児童・生徒引継ぎシートの作成、校区不適応対策委員会 等

3 いじめの早期発見について

- (1) 日頃から生徒の些細な変化に気がつくよう努める。
 - ・いじめの早期発見のためのアンケートを月1回行う。
 - ・学校生活や家庭生活など、目的に応じたアンケートを年に4回以上行う。
 - ・学校での生活及び学習の様子、表情をしっかりと見取り、変化に気づく。
 - ・生活ノート(清流ライフ)、養護教諭、生徒指導専任相談員から情報を収集する。
- (2) 気になる変化、行為があった場合、情報を職員がいつでも共有する。
 - ・教頭(不在時は生徒指導主事)が窓口となり、校長に報告する。
- (3) 生徒指導委員会を必要に応じて開催する。
 - ・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任(必要に応じて相談員、SC等)
- (4) いじめと疑われる事案を確認したときは、教頭を窓口(不在時は生徒指導主事)として情報を収集し、校長へ報告する。

4 発見したいじめへの組織的な対応について

- (1) いじめと疑われる事案を確認したときは、他の業務に優先して関係生徒の安全を確保するとともに、速やかに情報収集するなど、組織的な対応を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実確認、被害生徒のケア、加害生徒の指導、関係者の保護者への連絡を行う。
- (3) いじめ防止対策委員会の方針に基づいて対応を行う。

<基本的な対応の流れ>

- ① 的確な情報収集
- ② 調査による実態把握
- ③ 解決に向けた指導・援助
- ④ 継続指導・経過観察
- ⑤ 再発防止（いじめをなくすための工夫）

(4) 重大事態への対処

学校設置者、所轄警察、鳥取地方法務局等と連携をとりながら必要な対応を行う
詳細は「鳥取市いじめ防止基本方針」並びに「鳥取市いじめ防止対策ハンドブック」
によるものとする。

重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。